

東芝系SEが過労自殺 長時間労働、労災認定

有料会員記事

2021年3月14日 5時00分



安部真生さん

電機大手、東芝グループの中核事業会社の一つ、東芝デジタルソリューションズ(本社・川崎市)に勤務していたシステムエンジニア(SE)の男性社員(当時30)が2019年11月に自殺したのは長時間の過重労働が原因だったとして、労災が認められたことがわかった。働き方改革関連法が19年4月に施行され、大企業の残業時間について罰則付き上限規制が適用されたにもかかわらず、大企業で長時間労働による社員の過労自殺が明らかになった。

亡くなったのは、入社5年目だった安部真生(しんは)さん。19年11月16日、横浜市内の自宅マンションで自ら命を絶った。交際相手に「仕事が大変だ」などと漏らしていた。川崎南労働基準監督署(川崎市)が昨年12月17日付で労災認定した。

東芝側が遺族側に示した報告書は、システムの開発に遅れが生じたため、19年10月以降に安部さんに作業が集中し、過重な負担がかかったとしている。

遺族側代理人によると、亡くなる直前の1カ月(10月17日～11月15日)の時間外労働は103時間56分にのぼった。3、4、6カ月前の各月でも過労死ラインの80時間を超えていた。大企業の残業時間には、19年4月以降、休日労働を含めて「月100時間」の上限が設けられた。

安部さんは東大大学院を修了後、15年4月に入社。19年6月ごろから厚生労働省老健局が発注した介護に関するシステムの開発に従事していた。

東芝デジタルソリューションズの社長は現在、東芝本体の執行役上席常務が兼務している。東芝側は労災認定の事実を認め、「極めて重く受け止めており、故人のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族に誠心誠意対応する。社員の心身の健康維持増進に努めていく」などとするコメントを出した。(専門記者・木村裕明)

2021年6月4日 厚生労働委員会 立憲民主党・無所属 尾辻 かな子

出典：朝日新聞 DIGITAL 2021年3月14日

《朝日新聞デジタル》(経世彩民 木村裕明の目)東芝と電通の過労自殺に共通点、若者の命を救うためには

大企業の若手社員の痛ましい過労自殺が、またも明らかになった。

電機大手・東芝グループの中核事業会社の一つ、東芝デジタルソリューションズのシステムエンジニアだった入社5年目の安部真生(しんは)さん(当時30)が、長時間労働が原因で自殺したとして昨年末に労災認定された。ご遺族に詳しく経緯をお聞きして、広告大手・電通の新入社員だった高橋まつりさん(当時24)の過労自殺との共通点が多いことに驚いた。

安部さんも高橋さんも、地方の高校を卒業して東京大学に進学。2015年春に首都圏で大手企業に入社し、社会人の第一歩を踏み出したところも同じだ。真面目な性格で努力を惜しまず、親しいのところもよく似ているが、共通点はそれだけではない。

忙しくなってから短期間で精神状態が急激に悪化し、自殺に至った点も似ている。

高橋さんは試用期間が終わり、本採用になった15年10月以降、業務が大幅に増え、残業も増えた。配属されたインターネット広告の部署の人数が減り、担当企業が増えていた。

10月9日から1カ月の時間外労働は約105時間。このころうつ病を発症したとみられ、その年の暮れに自ら命を絶った。1週間に10時間しか寝ていないこともあった。

安部さんが自宅で亡くなったのは19年11月16日。東芝側は遺族側に示した報告書で、システムの開発に遅れが生じたため、亡くなる前月以降に安部さんに作業が集中し、過重な負担がかかったことを認めている。システムの開発はこの年の春に本社に異動後、初めて経験する業務だった。

遺族側によると、亡くなる直前まで1カ月間の時間外労働は103時間56分。11月に入ってから、午前0時以降の帰宅と早朝出勤が続き、よく眠れていなさそうだったという。睡眠不足が正常な判断力を奪う原因になったとみられる点も似通っている。

安部さんの母の宏美さんは、高橋さんの過労自殺のニュースに接した当時、同じ時期に就職した息子のことが心配になり、横浜市内の真生さんの自宅を訪れた際に「あなたは大丈夫？」と尋ねたことをよく覚えている。

「大丈夫だよ」。真生さんはそう答えたが、母の心配は現実のものとなった。

政府がめざす「過労死ゼロ」を本気で実現しようと思うなら、いまの規制で十分とは思えない。終業から始業までに一定の休息時間を確保する「勤務間インターバル制度」の義務化も真剣に議論すべきだ。最低でも連続11時間の休息を義務化している欧州連合(EU)並みの制度が日本でも導入されていれば、2人が命を落とすことはなかったのではないか——。そう思わずにはいられない。

電通では、1991年にも入社2年目の男性社員が長時間労働が原因で自殺。最高裁まで争われた裁判で会社側の責任が認定され、過労自殺で会社の責任を認める司法判断の流れをつくったことで知られる。東芝グループでも埼玉県深谷市の工場に勤務していた技術職の男性社員(当時37)が過労が原因で自殺し、08年に労災認定されている。ともに社員の過労自殺が繰り返されている点も見逃せない。

東芝グループは19年4月に大企業に残業時間の罰則付き上限規制が適用された後も、過労自殺の再発を防げなかった。電通や東芝の労働事件を長年手がけてきた川人博弁護士は「東芝は他のメーカーと比べても、被害が発生した後の対応も、訴訟態度も悪かった」と振り返り、東芝の企業体質について「根本的なところが治っていないのではないかと指摘する。東芝デジタルソリューションズの社長は現在、東芝本体の執行役上席常務が兼務している。親会社の東芝が責任をもって、原因究明と再発防止に取り組む必要がある。

安部さんは、厚生労働省が発注した介護のシステム開発を担当していた。安部さんの遺族側代理人を務める山岡暹平弁護士は、東芝側が開示した安部さんの数千通もの業務上のメールや労働時間の記録などを詳しく調べて労災認定につなげた。調査の結果、東芝側の労務管理に問題があっただけでなく、安部さんが厚労省との協議の場などで精神的負担を受けていたことがうかがえると主張している。システムに採用するセキュリティソフトの構築を巡って厚労省の要求と東芝側の方針に食い違いがあり、要求への対応に追われた安部さんの負担が重くなったとみている。

山岡弁護士は31歳。安部さんが生きていれば同い年だ。「労働密度が上がって若い人にどんどん負荷がかかり、精神疾患が増えている」と同世代の労働環境を憂慮している。

「次の被害者が出るのがご両親にとって一番つらいこと。真の再発防止をめざして話し合い、問題を解決しないと、真生さんを本当に弔うことにならない。真生さんに胸を張って報告できる結果にしなきゃいけない」。そう考えて今月、厚労省に協議を申し入れた。厚労省はご遺族と真撃(しんし)に向き合ってほしい。

(専門記者・木村裕明)

2021年6月4日 厚生労働委員会 立憲民主党・無所属 尾辻 かな子
出典：朝日新聞 記事データベース聞蔵IIビジュアル 2021年3月16日

過労死対策「無理な納期ダメ」 民間への発注 国、大綱に

会員記事

2021年5月25日 5時00分

国や自治体が民間企業に発注する取引をめぐり、過労死を防ぐ対策をまとめる国の「過労死防止大綱」に、短すぎる納期の設定など長時間労働につながる商慣行の是正を求める内容が盛り込まれることがわかった。政府自身が民間に無理な働き方を強いている現状を改めるねらいがある。

2015年に設けられた大綱は3年ごとに見直される。厚生労働省が2回目の改定に向け、最終の見直し案を25日に示す予定だ。

今回の大綱で、官公庁に適切な発注を求めるのは、官公庁が企業の働き方に悪影響を及ぼしているという危機意識があるからだ。

経団連が昨年4～6月に行政機関との取引がある会員企業など約250社に尋ねた調査では、約3割が「長時間労働につながる取引がある」と答えた。

経団連には、会員企業から「金曜の夕刻に至急の回答を求められる」「システム発注の要件定義書にあいまいな部分が多く、受注者の負担で対応せざるをえない」といった声が寄せられていた。

昨年12月に労災認定された東芝グループ会社の男性(当時30)は長時間労働で過労自殺に追い込まれた。男性は厚生労働省発注のシステム開発に従事していた。発注者として問題がなかったかを厚労省が調査中だ。

大綱では、公務員の過重労働を減らす取り組みも促す。政府によると、中央省庁の国家公務員で昨年12月～今年2月の3カ月間に「過労死ライン」の月80時間を超す超過勤務(残業)はのべ約6500人にのぼる。(岡林佐和、専門記者・木村裕明)

2021年6月4日 厚生労働委員会 立憲民主党・無所属 尾辻 かな子
出典：朝日新聞DIGITAL 2021年5月25日